

# 選 択 約 款

空調用契約 (GHPプラン)

平成29年4月1日実施

山口合同ガス株式会社  
(旧宇部市ガス水道局地区)

## 目 次

1. 目的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 単位料金の調整	2
9. 名義の変更	3
10. 契約の変更又は解約	3
11. その他	4
付 則	
1. 実施の期日	5
2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置	5
(別 表)	
1. 適用区分	6
2. 早収料金の算定方法	6
3. 料金表A 空調用契約 (GHPプラン)	7
4. 料金表B 空調用契約 (GHPプラン)	8
5. 料金表C 空調用契約 (GHPプラン)	8

## 1. 目的

この選択約款は、小型空調機器の普及を通じて負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

## 2. この選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

## 3. 用語の定義

- (1) 「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器（GHP）及び冷凍能力105.5kW（30U.S.RT）以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (2) 「その他期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月間をいい、「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものです。
- (5) 「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。
- (6) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金（税抜）又は調整単位料金をいいます。

## 4. 適用条件

お客さまが、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガスの使用量を計量する専用のガスマーター（以下「小型空調機器専用ガスマーター」といいます。）を設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

## 5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
  - ① 新たにガスの使用を開始された場合は、新たにガスの使用を開始された日（以下「使用開始日」といいます。）から適用し、使用開始日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までを契約期間といたします。
  - ② 一般ガス供給約款（旧宇部市ガス水道局地区）に定める契約又は他の選択約款（以下「他の契約」といいます。）からこの選択約款へ変更された場合には、変更後の契約は、変更の日の翌日から適用し、その変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までを契約期間といたします。
  - ③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合

には、契約は、契約期間満了日の翌日から、その満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

- (3) 当社は、この選択約款の契約期間満了前に解約又は他の契約への変更をされたお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は他の契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は他の契約への変更の場合はこの限りではありません。
- (4) において同じ。)
- (4) 当社は、この選択約款の契約期間満了前に他の契約（一般ガス供給約款（旧宇部市ガス水道局地区）に定める契約を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款又は他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）に基づく料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

## 6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスマーティーの読みにより算定いたします。

ただし、今回の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、今回の検針日及び解約を行った日のガスマーティーの読みにより算定いたします。

## 7. 料 金

- (1) 当社は、料金のお支払いが、一般ガス供給約款（旧宇部市ガス水道局地区）に規定する料金の支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早取料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早取料金に消費税等相当額を加えたものを、早取料金適用期間経過後にお支払いが行われる場合には、早取料金を3パーセント割り増したもの（以下「遅取料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金としてお支払いいただきます。なお、早取料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早取料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早取料金又は遅取料金を算定いたします。

## 8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の各料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} + 0.086 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

=基準単位料金（税抜）-0.086円×原料価格変動額／100円

(備考)

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

66, 100円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表2(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりブタン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ただし、その金額が105, 760円以上となった場合は、105, 760円といたします。

(算定式)

平均原料価格 = トン当たりLNG平均価格 × 0.9749  
+ トン当たりブタン平均価格 × 0.0272

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりブタン平均価格は、当社ホームページ、事業所等に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

## 9. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

## 10. 契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくは2によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

## 11. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款（旧宇部市ガス水道局地区）を適用いたします。

## 付 則

### 1. 実施の期日

この選択約款（以下「本選択約款」といいます。）は、平成29年4月1日から実施いたします。

### 2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、平成29年3月31日まで空調用契約（GHPプラン）（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、平成29年4月1日以降、本選択約款が適用されるお客さまについて、本選択約款においても旧選択約款に係る契約期間を適用いたします。

(別 表)

**1. 適用区分**

- 料金表A 使用量が0立方メートルから50立方メートルまでの場合に適用いたします。  
料金表B 使用量が50立方メートルをこえ、165立方メートルまでの場合に適用いたします。  
料金表C 使用量が165立方メートルをこえる場合に適用いたします。

**2. 早収料金の算定方法**

- (1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

- (4) 調整単位料金を算定しなかった場合は、基準単位料金（税抜）を適用いたします。
- この場合、料金算定期間の末日が冬期に属する場合は、冬期の基準単位料金（税抜）を適用し、料金算定期間の末日がその他期に属する場合は、その他期の基準単位料金（税抜）を適用いたします。

### 3. 料金表A 空調用契約(GHPプラン)

#### (1) 基本料金

1か月につき	1, 080. 00円 (税込)
	1, 000 円 (税抜)

#### (2) 基準単位料金

	その他の期	冬期
1立方メートルにつき	118. 1952円 (税込)	152. 1180円 (税込)
	109. 44 円 (税抜)	140. 85 円 (税抜)

#### (3) 調整単位料金

- (2) の基準単位料金（税抜）をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

#### 4. 料金表B 空調用契約(GHPプラン)

##### (1) 基本料金

1か月につき	1, 890. 00円 (税込)
	1, 750 円 (税抜)

##### (2) 基準単位料金

	その他の期	冬期
1立方メートルにつき	101. 9952円 (税込)	135. 9180円 (税込)
	94. 44 円 (税抜)	125. 85 円 (税抜)

##### (3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金 (税抜) をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

#### 5. 料金表C 空調用契約(GHPプラン)

##### (1) 基本料金

1か月につき	2, 916. 00円 (税込)
	2, 700 円 (税抜)

##### (2) 基準単位料金

	その他の期	冬期
1立方メートルにつき	95. 7852円 (税込)	129. 7080円 (税込)
	88. 69 円 (税抜)	120. 10 円 (税抜)

##### (3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金 (税抜) をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。